

## 第4章

# 戦略の推進に向けて



それぞれの役割を考え、互いに協力しながら取組を進めよう！  
目標にどれだけ近づけたか、確認しながら進めよう！

## 1. 各主体の役割と地域環境力の向上

### (1) 生物多様性に関わる主体ごとの役割

戦略の目標の実現のためには、市の環境、社会、経済に関わるすべての主体が、稲城市の自然・生物多様性の特徴やその大切さ、戦略の目標を共有するとともに、それぞれの立場での取組を進めつつ、相互に連携・協働をはかっていくことが必要です。

以下に、それぞれの主体が稲城市的生物多様性の保全・向上において担うべき基本的な役割の考え方を整理しました。

#### ①市民の役割（在住、在学、在勤）

- ・生物多様性の意味、大切さについての理解
- ・稲城市的自然環境、生物多様性についての理解
- ・日常生活と生物多様性、自然との関わりについての理解
- ・庭やベランダなどにおける「ちょこっとビオトープ」の創出
- ・生物多様性の保全・自然環境に関わるイベントや実践活動などへの参加
- ・樹林地などを所有する場合、その価値の観点から、学習フィールドとしての開放や自然環境保全地域などへの指定など、可能な範囲での保全・活用への協力
- ・自然環境の保全・再生に留意して生産されている製品の購入

#### ②市民団体の役割

- ・生物多様性の意味、大切さについての理解
- ・稲城市的自然環境、生物多様性についての理解
- ・団体の活動を通じた生物多様性、自然の大切さや魅力についての市民などへの周知
- ・団体の活動を通じた生物多様性、自然の保全などに関わる実践活動の実施

#### ③事業者の役割

- ・生物多様性の意味、大切さについての理解
- ・稲城市的自然環境、生物多様性についての理解
- ・事業と生物多様性、自然との関わりについての关心・理解
- ・事業活動を通じた生物多様性・自然環境の保全・再生や与える負荷の低減

- ・事業所敷地内におけるビオトープの創出
- ・市域の生物多様性の保全などに関わる取組への参画・協力

#### ④教育機関の役割

- ・生物多様性の意味、大切さについての理解
- ・稲城市の自然環境、生物多様性についての理解
- ・学校教育を通じた生物多様性・自然の保全などへの生徒・児童の関心の育成、理解の促進
- ・学校敷地内におけるビオトープの創出を通じた自然の一拠点の整備、生徒・児童の環境教育・体験の場としての活用
- ・市域の自然環境をフィールドとした環境教育、体験学習、調査研究などの推進

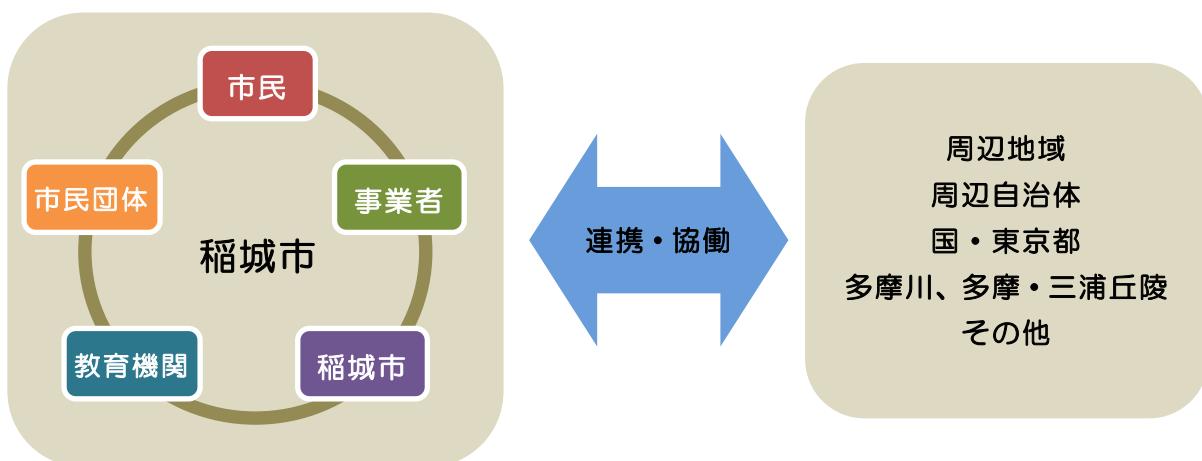
#### ⑤行政の役割

- ・生物多様性の意味、大切さについての理解
- ・稲市の自然環境、生物多様性についての理解
- ・「第二次稲城市職員コ・アクションプラン」の活用、行政としての事務事業を通じた生物多様性、自然環境の保全などへの配慮・寄与
- ・多様な主体との連携・協働による、戦略にもとづく施策の推進
- ・世界や国、東京都などの動向や他の先進自治体の取組情報の把握、先を見えた稲市の特徴・魅力が活かされる「生物多様性いなぎ戦略」の推進

## (2) 多様な主体の連携・協働の推進

稲城市においては、主体ごとの自主的な取組や相互連携・協働を継続的にはかっていくために必要な場や制度・しくみづくりを進め、“環境をよくしようとする地域の力（地域環境力）”の向上をはかっていきます。

また、自然が自治体などの境を超えてつながっていることから、生きものの多様性を保全し向上するための取組についても、隣接地域、周辺地域はもとより、多摩川や多摩・三浦丘陵といった広域的なつながりも視野に入れた広域的な連携・協働による推進をはかっていきます。



## 2. 推進・進行管理の体制

本戦略は、生物多様性の保全・向上に向けた計画です。戦略にもとづく施策の効果的かつ着実な推進をはかるためには、推進過程を把握し管理するしくみと体制が必要です。

### (1) 進行管理のしくみ

目標の実現に向けた戦略の効果的、効率的かつ着実な推進をはかるため、定期的に施策の進捗状況を把握・評価し、次のステップに移るための施策の検討・見直しを、P D C Aサイクルの考え方にもとづく進行管理のしくみを取り入れ、継続的・定期的に実施していきます。



自然環境やそれを構成する生態系は、様々な環境条件によって常に変動する不確実なシステムです。従って、対策や施策も絶対ではなく、絶えず状況を把握しながら適正であるかどうかの評価を行いながら進めていく「順応的な管理（アダプティブ・マネジメント）」が必要です。施策の推進においても、状況の変化や施策の途中経過に応じた柔軟な見直しなどを行っていきます。

なお、進行管理のための「点検・評価」には、4つの基本方針ごとに示した「施策の進捗をはかる指標」を基準として用いるものとします。（次表参照）

## <4つの基本方針にもとづく施策の進捗をはかる指標>

	指標項目	現状（実績年度）	目標値（目標年度）
基本方針 1	緑被率	56.7% (平成 21 年度)	約 50% (平成 33 年度)
	稻城市自然環境保全地域の指定面積 (市条例)	9.0ha (平成 26 年度)	16.1ha (平成 32 年度)
	市民による樹林地維持管理箇所数	—	3 箇所 (平成 34 年度)
	稻城市の「自然の豊かさ」に「満足」と答えた市民の割合（※1）	45.1% (平成 26 年度)	51%以上 (平成 36 年度)
基本方針 2	親水公園など整備状況（※2）	16.0% (平成 22 年度)	21.5% (平成 32 年度)
	自然を活かした公園・フィールドの整備箇所	3 箇所（※3） (平成 26 年度)	4 箇所 (平成 36 年度)
基本方針 3	自然環境調査の実施回数	1 回 (平成 26 年度)	3 年に 1 回以上 (平成 34 年度)
	市民・市民団体による生きもの情報の登録数（環境省「いきものログ」活用）	86 件 (平成 26 年度)	1,100 件 (平成 36 年度)
	こどもエコクラブ加入団体数	1 団体 (平成 26 年度)	50 団体 (平成 34 年度)
	「生物多様性」という言葉の意味を知っている市民の割合（当たり前率）（※4）	9.7% (平成 26 年度)	51%以上 (平成 36 年度)
基本方針 4	農地面積	143.1ha (平成 24 年度)	138ha (平成 32 年度) 平成 22 年度比で減少率を 10%程度に抑制
	東京都のエコ農産物認証制度の認証件数	5 件 (平成 26 年度)	1 件／年 (平成 36 年度)
	市全域から排出される温室効果ガス	273,000 トン (平成 21 年)	247,000 トン (平成 32 年)
	自然を活かした公園などをフィールドとしたエコツアーや開催回数	—	4 回／年 (平成 36 年度)
	稻城市に「住み続けたい理由」で「自然環境が良い」と答えた市民の割合（※1）	65.6% (平成 26 年度)	75%以上 (平成 36 年度)

※1：5 年に一度実施している「市民意識調査」

※2：「第四次稻城市長期総合計画」：菅堀・押立堀・田川の延長の内、親水公園化されている延長の割合

※3：稻城ふれあいの森、城山公園、稻城中央公園

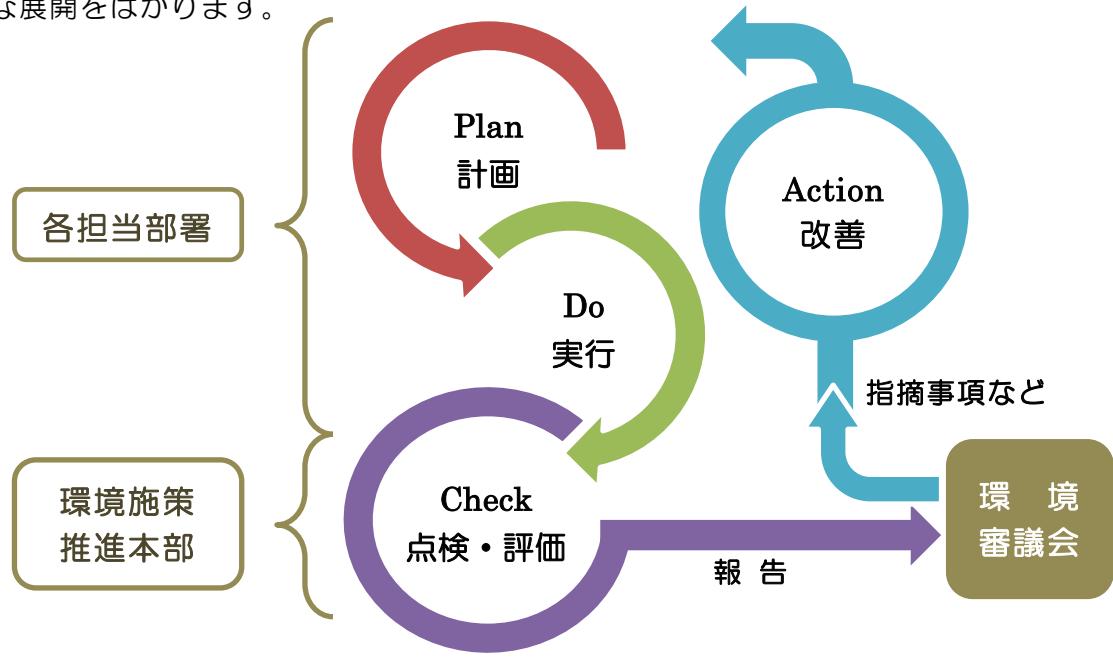
※4：「いなぎ市民祭」で実施するアンケート  
(黒字：「第二次稻城市環境基本計画」/青字：新規設定指標)

## (2) 推進および進行管理の体制

戦略の着実かつ効果的な推進・進行管理を行っていくためには、P D C Aサイクルの過程において、複数の主体による異なる立場・観点を組み込むことができる進行管理体制が必要です。

P D C Aサイクルのしくみにもとづき、「第二次稻城市環境基本計画」や「第二次稻城市職員エコ・アクションプラン」の推進・点検も行う「環境施策推進本部」によって、年に1回、戦略の進捗状況の点検・評価を行います。また、府内で「Check（点検・評価）」した結果は、「稻城市環境審議会」に報告し、目標達成のための見直しの観点などについて協議を行い、「Action（改善）」に反映させていきます。さらに、点検・評価結果についてはホームページや稻城市環境白書「稻城市的環境」などを通じて市民などにも公表していきます。

なお、「生物多様性いなぎ戦略」と特に関わりの深い「稻城市緑の基本計画」の策定・進行管理組織である「稻城市自然環境保全審議会」とも、相互に点検・評価結果を報告・共有するとともに、見直しのスケジュールをあわせることによって、両計画・戦略にもとづく施策の効果的な展開をはかります。



進行管理の流れ（イメージ図）

進行管理のスケジュール

年度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	H36 (2024)
施策の推進											
点検・評価		●	●	●	●	●	●	●	●		
目標達成状況の中間評価							●				
戦略改定										生物多様性基礎調査	●

10年間の取組の進捗を受けて、必要に応じ、次の10年間に取組むべき指標や施策などの検討・見直しを行います。